

中途脱退者の皆様へ

オリンパス企業年金基金

脱退一時金の取扱いについて

オリンパス企業年金基金から支給される脱退一時金は、「すぐに受け取る」以外に「他の年金制度へ移換する（年金ポータビリティ）」、「（加入期間 15 年以上の方）繰下げて将来オリンパス企業年金基金から受け取る」ことが可能です。

つきましては、加入期間 15 年未満の方は下記の受取方法①～④、15 年以上の方は①～⑤の中から 1 つ選択をしてください。

1. 選択肢

脱退一時金 受取の選択肢		【1号中脱】 15年未満	【2号中脱】 15年以上 60歳未満
移 換 す る	①脱退一時金としてすぐに受け取る 当基金から脱退一時金を受け取ることができる。退職に伴う資格喪失の場合、退職所得扱いとなり、退職所得控除の恩恵がある。	○	○
	②企業年金連合会へ移換して、通算企業年金にする 詳細はパンフレットを参照。支給開始年齢は国の厚生年金と同一（原則65歳で生年月日により異なる）となる。年金は80歳保証の終身年金。事務費が移換金から控除される（個人負担）。途中の一時金化はできない。ただし、受け入れ先があれば移換は可能。	○	○
	③確定拠出年金（DC）【企業型or個人型（iDeCo）】に移換する 企業型DCは転職先、iDeCoは取扱金融機関や国民年金基金連合会へ手続きをして移換する。運用は自己責任で行い、60歳以降に年金または一時金で受け取る。運用結果や管理手数料により元本割れになる可能性もある。	○	○
	④転職先の確定給付企業年金（DB）や厚生年金基金へ移換する 転職先の基金に脱退一時金の受け入れの規約があれば移換は可能。	○	○
預 け る	⑤60歳まで繰下げる 加入期間15年以上の方の場合、脱退一時金を60歳まで繰下げて、将来オリンパス企業年金基金から年金または一時金で受け取る。	×	○

2. 選択期限

年金ポータビリティ（移換）の適用は資格喪失日（退職日）から 1 年以内ですが、手続きの都合上、退職の時点で選択してください。

1 年を経過しても選択が無い場合や「移換申出書」未提出の場合は、15 年未満の方は提示した脱退一時金額をお支払いします。15 年以上の方は脱退一時金のお支払い、または 60 歳まで繰下げになります。

なお、休職中に退職される場合の資格喪失日は退職日ではなく、休職開始の前日となります。そのため、年金ポータビリティ（移換）の適用も、休職開始の前日から 1 年以内となります。

3. 手続き方法

人事部門からのご説明のとおり、退職時まで「脱退一時金裁定請求書」「退職所得の受給に関する申告書」ご本人の生年月日を確認する書類として発行から3ヶ月以内の「住民票、または戸籍抄本」を提出ください。

確定拠出年金や転職先の基金へ移換を希望する方はあわせて、「移換申出書」の提出も必要です。資格喪失日後11ヶ月以内に提出ください。

移 換 す る	②企業年金連合会へ移換して、通算企業年金にする 当基金が移換手続きを行います。移換が完了すると企業年金連合会から通知書が届きます。
	③確定拠出年金（DC）【企業型or個人型（iDeCo）】に移換する 企業型DCへ移換する場合 転職先の企業型DCから「移換申出書」を入手し、提出します。 iDeCoへ移換する場合 iDeCoの取扱金融機関から「移換申出書」を入手し、提出します。
	④転職先の確定給付企業年金（DB）や厚生年金基金へ移換する 転職先の確定給付企業年金または厚生年金基金から「移換申出書」を入手し、提出します。

4. 連絡先

何かご不明な点がございましたら、人事部門の社会保険担当者までお尋ねください。

【ご参考】

■企業年金連合会

〒105-0011 港区芝公園 2-4-1 芝パークビルB館 10F

電話；03-5777-2666

HP：<https://www.pfa.or.jp>

■国民年金基金連合会

〒106-0032 港区六本木 6-1-21 三井住友銀行六本木ビル

イデコダイヤル：0570-086-105

HP：<http://www.npfa.or.jp>

■オリンパス企業年金基金

〒163-0914 新宿区西新宿 2-3-1 新宿モノリス

電話：03-6901-4891

HP：<https://www.olympus-nenkin.or.jp/>

以上